

ENVIRONMENTAL LABEL
EL
GUIDE BOOK

食品産業のための
環境ラベル
ガイドブック

消費者との環境コミュニケーションのために

平成14年3月

財団法人 食品産業センター

目 次

1. 環境ラベルとは？	1
2. ISOにいう環境ラベル.....	5
3. タイプⅠの環境ラベルの紹介	6
4. 作成しよう！タイプⅡの環境ラベル	9
5. タイプⅢの環境ラベルの例	14
6. 食品の環境ラベルの可能性と課題.....	15
7. さらなる情報源.....	19

◆ このガイドブックは、食品産業において環境ラベルを普及させることによって、生産者、消費者双方に製品等に関する環境配慮に関心を持ってもらうことを目的としています。

◆ このガイドブックでいう環境ラベルはできるだけ国際環境規格 ISO14000 シリーズに準拠しています。

◆ このガイドブックは、他に先駆けて環境ラベル制度を導入しようと考えている企業を積極的に支援するものです。したがって、ISOにいうタイプⅡ環境ラベル(企業による自己宣言)を重視して記述しています。

1. 環境ラベルとは？

消費者の環境問題への関心はますます高くなっています。特に食品については日常的に欠かせないものであり、「口」に入るものなので、安全・健康とあいまって環境対策が強く求められつつあります。しかしながら、消費者が環境に配慮した食品を選択しようにも、選択の情報がほとんどないのが現状です。

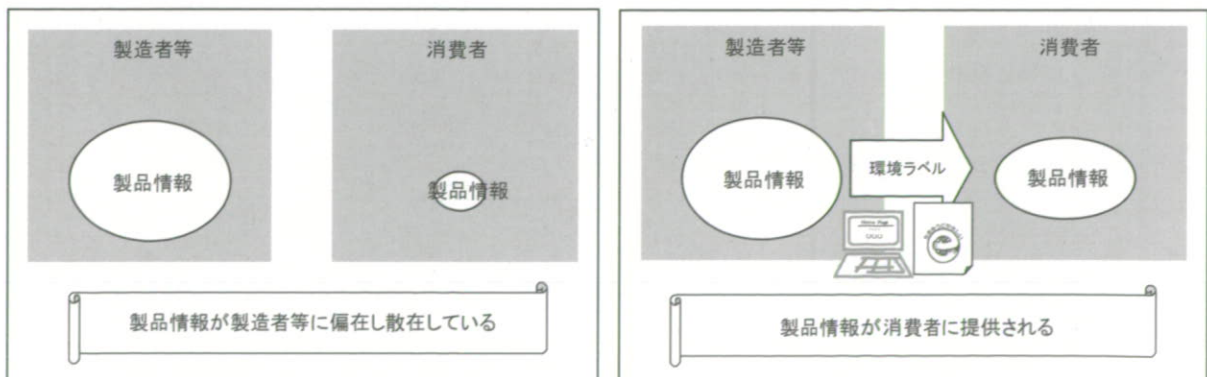
環境ラベルは消費者等に製品の環境に関する情報を提供し選択を支援します。

環境ラベルの役割は消費者に製品の環境に関する情報を提供すること。

◆現代は、生産の工程毎に役割分担が進み、例えば、販売者がある食品加工製品の環境に関する情報を全て把握することはほとんど不可能です。食品の環境に関する情報は、生産者側に偏在しています。ただし、生産者側でも情報は集約されてはおらず『散在』しているといえます。

◆消費者の環境に関する情報を求める動きはますます強まっています。生産者は、消費者に対してできるだけ情報を提供していくことが必要になっています。生産者側の情報が散在しているとしても、集める工夫が求められるでしょう。生産者が情報を消費者に提供し、消費者との情報量の格差を少しでも緩和し、消費者の選択を支援する、それが環境ラベルといえます。

■環境ラベルは製品情報の偏在を緩和する。



エコマークは代表的な環境ラベル。

◆日本でもっとも普及している環境ラベルは、エコマークです。エコマークはわが国の環境ラベルの代表と言えます。

■エコマーク



環境ラベルは、製品等に貼付されたマークばかりではない。

◆環境ラベルと聞くと製品等にマークとして貼付されたものをすぐに想像しがちですが、例えば、ホームページ上で環境情報を提供することや、製品等にカードとして表示することも立派な環境ラベルです。すなわち環境ラベルとは、「製品等の環境側面を何らかの方法で消費者に伝える行為」を指すと考えることができます。



◆ISOでは、『環境ラベル(“Environmental labels”)又は宣言(“declarations”)』とは、『製品やサービスの環境側面* (environmental aspect)を主張するもの。』(ISO14020)であり、『記述、シンボル、又は、製品若しくは包装ラベル上のグラフィック、製品説明書、技術速報、広告、広報、その他の形態を取り得る。』となっています。

* 環境側面：環境と相互に影響しうる組織の活動、製品、またはサービスの要素。

環境ラベルは国際環境規格 ISO14000 で定義。

▼ISO14000シリーズとは？

◆ISO14000シリーズは、企業や団体など様々な組織に自主的な環境対応活動を促すための国際的な規格です。日本ではJIS (JIS Q 14020 シリーズ)として規格化されています。



▼ISOは14001に規定された環境マネジメントシステムではありません。

◆ISO14000シリーズと言うと環境マネジメントシステム(ISO14001番台)ばかりが目立っていますが、ISOにはそれ以外の番号も規定されています。環境ラベルは14020番台に規定されています。

■国際環境規格

ISO14001～	環境マネジメントシステム
ISO14010～	環境監査
ISO14020～	環境ラベリング
ISO14030～	環境パフォーマンス評価
ISO14040～	ライフサイクルアセスメント
ISO14050	用語と定義

単なる素材表示は環境ラベルではない。

◆法律等によって素材表示が義務付けられているものもありますが、これは環境ラベルではないと考えられています。国際環境規格でもそのように取り扱われています。






◆その理由は素材表示そのものが中立的な情報を提供しているに過ぎず、環境配慮を行っているか、いないかについては何も情報を発信していないからです。

◆ただし、広い意味ではこれらの素材表示も一種の環境ラベルと考えられるという考え方もあります。例えば、消費者は、市町村のルールに従って、プラマークを見て容器包装リサイクル法上リサイクル可能かどうかを判断しているような場合があるからです。

◆このガイドブックでは、環境ラベルを消費者とのコミュニケーションツールとして位置づけ、製品等の環境配慮の状況を消費者に伝達するものであると考えています。しかし、このような素材表示が環境ラベルか否かについては、議論のあるところです。ISOでは素材表示を環境ラベルとしてあつかっていないということを、予備知識としてご理解ください。



■素材表示の例

アルミ缶		
スチール缶		
PETボトル		
紙製容器包装		
プラスチック製容器包装		
小型二次電池 記号  が あわせて表 示される場 合もありま す	ニカド電池	Ni-Cd
	密閉型ニッケル・ 水素蓄電池	Ni-MH
	リチウム二次電池	Li-ion
	小型シール 鉛蓄電池	Pb
塩化ビニル製建設資材	∞PVC	

(出典)環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>

2. ISOにいう環境ラベル

すでに述べたように環境ラベルも環境マネジメントシステムと同様に国際環境規格 (ISO) に盛り込まれています。ここではISOにどんなことが書いてあるのかをご紹介します。

環境ラベルには3つの種類。

◆ 第三者が認証するものを『タイプ I 環境ラベル』といい、企業が自己宣言するものを『タイプ II 宣言』といいます。

◆ それとは別にタイプ III があります。タイプ III は、タイプ I と II の区分と切り口が違って、定量的なデータのみを提示する環境ラベルを言います。なお、タイプ III は環境配慮の定量的計測・表示の困難さを反映して、まだ規格になっていません。技術レポートという段階にとどまっています、現在も規格の内容について継続して議論が行われています。



■ ISOにいう環境ラベル

ISOにおける名称及び該当規格	特徴	内容
タイプ I (ISO14024) “第三者認証”	第三者認証による環境ラベル	<ul style="list-style-type: none">・ 第三者実施機関によって運営・ 同実施機関が製品分類と判定基準を決める・ 事業者の申請に応じて審査して、マーク使用を認可
タイプ II (ISO14021) “自己宣言”	事業者の自己宣言による環境主張	<ul style="list-style-type: none">・ 製品における環境改善を市場に対して主張する・ 宣伝広告にも適用される・ 第三者による判断は入らない
タイプ III (TR14025) “環境情報表示”	製品の環境負荷の定量的データの表示	<ul style="list-style-type: none">・ 合格・不合格の判断はしない・ 定量的データのみ表示・ 判断は購買者に任される

注: このほか、これらに共通する一般原則を定めた ISO14020 が制定されている。

(出典) (財) 日本規格協会の資料をもとに作成


3. タイプ I の環境ラベルの紹介

わが国には、ISOのタイプ I 環境ラベル規格にのっとった環境ラベル制度、エコマークがあります。食品の中身についての規格はありませんが、容器包装に適用されています。ここでは、それを紹介します。

エコマークの制度とは？

◆エコマークは現在のところ、わが国唯一のタイプ I 環境ラベルです。財団法人日本環境協会が認定しています。エコマークの認定を希望する事業者からの申請を受けて、審査委員会で基準をすべて満たしていると認められた製品だけがエコマークを表示することができます。

■エコマーク制度の概要

マーク		
運営主体名及びその概要	財団法人日本環境協会（環境問題の解決を目指して調査、研究、普及啓発等を行う環境省所管の公益法人）	
制度の概要	着目する環境影響	様々な環境影響を全体的に考慮
	基準策定手続	(1) 専門家や関係者から成るワーキンググループが認定基準案を策定。 (2) 60 日間の意見受付を経て、類型・基準制定委員会において審議。 (3) 審議結果に基づき事務局が策定。
	マーク使用手続	(1) 事業者からの申請。 (2) 審査委員会による審査を経て認定。 (3) マーク使用契約。
	制度の特色	ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されています。ISO の規格 (ISO14024) に則った我が国唯一のタイプ I 環境ラベル制度です。 (財) 日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。

(出典)環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>

エコマークの特徴、ライフサイクル考慮。

◆エコマークでは、複数の環境負荷項目を商品のライフサイクル全体にわたって考慮しています。この考え方をライフ・サイクル・コンシダレーション(LCC: Life Cycle Consideration)と言います。

◆ある商品類型で重要と考えられる環境負荷項目を選び、その負荷項目ごとに定性的、定量的に認定基準を設定しています。

■エコマークで使用されている「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」*

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A 資源採取	B 製造	C 流通	D 使用消費	E 廃棄	F リサイクル
1 資源の消費	1	2	3	4	5	6
2 地球温暖化影響物質の排出	7	8	9	10	11	12
3 オゾン層破壊物質の排出	13	14	15	16	17	18
4 生態系への影響	19	20	21	22	23	24
5 大気汚染物質の排出	25	26	27	28	29	30
6 水質汚濁物質の排出	31	32	33	34	35	36
7 廃棄物の発生・処理処分	37	38	39	40	41	42
8 有害物質等の使用・排出	43	44	45	46	47	48
9 その他の環境負荷	49	50	51	52	53	54

* 商品類型を新規に提案するに当たって提出する書式の一部。提案する商品類型のライフサイクル(表横軸 A~F)を通して考察した場合に、環境負荷の観点から特に重要と考えられる項目(表縦軸 1~9)で低減させるべき環境負荷、環境負荷が高くなならないよう講じている対策など)があれば、項目の番号(1~54)に丸印を付ける。別項で丸印を付けた項目について、検討すべき事項を具体的に述べるようになっている。

エコマーク商品の商品類型。

◆エコマーク制度では商品類型を設定して、商品類型ごとに認定基準を設定しています。

◆食品産業に関連が深いものは容器包装が中心です。食品そのもの(可食部)の商品類型は現在のところありません。

◆商品類型は要望に応じて追加されています。商品類型がない場合は、商品類型を提案することもできます。

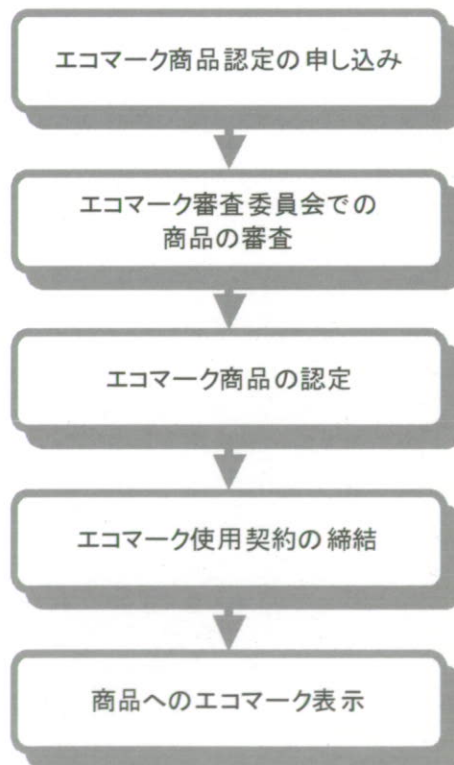
■商品類型の例

- ・リターナブル容器
- ・情報用紙
- ・印刷用紙
- ・紙製の事務用品
- ・紙製の包装用材
- ・再生材料を使用したプラスチック製品
- ・複写機
- ・パーソナルコンピュータ

等



■商品認定の手続き



4. 作成しよう！タイプIIの環境ラベル

タイプIIの環境ラベルは前述したように企業による自己宣言です。食品は容器包装部分と可食部(中身)に大きく分かれるわけですが、容器包装の環境ラベルは再生紙の使用などある程度普及しているのに対して、中身についてはほとんど事例がありません。また、中身についてのタイプI環境ラベル制度も現在はありません。食品の場合にはまだまだ事例は少ないのが現状です。

他方、食品産業においては、安全・健康対策とあいまって、環境対策が非常に重要な課題となっており、すでに対策が進められています。消費者等に環境配慮等の取り組みを伝達し、グリーンコンシューマリズム(環境配慮製品等を積極的に購入する活動)に応じていくことを通じて、消費者全体の行動転換を促すと共に、企業としての社会貢献を果たしていくことが必要です。

このガイドブックでは、まず食品におけるタイプII環境ラベルの普及が第一歩であると考えました。ここではタイプII環境ラベルを表示する際に気をつけることをISOを踏まえて説明します。

とにかく正確な表示を行うことが重要。

◆タイプII環境ラベルは自己宣言ラベルですからとにかく正確な表示を行うことが求められます。以下に例を挙げます。

- 『環境にやさしい製品』、『クリーンな製品』は×
- 環境ラベルは科学的根拠を持たなければならず、あいまいな表現は禁止されています。
 - 正しくは『エネルギーを何%減らした』などのように具体性を持たせなければなりません。
- 『循環型社会構築製品です』『持続的発展を実現する製品です』は×
- 循環型社会という概念は人によって異なりますから、あいまいな表現につながります。

- 『この容器包装は生分解するのでたぶん堆肥として使えます』
は×
- ・ 明確な根拠のない表示はしてはいけません。
- 『分別収集によりリサイクルできます』は×
- ・ 容器包装や生ごみの分別収集が実施されていない地域では無効な表現です。
- 『生ごみからの堆肥を使って生産された農産物を使っています』
は△
- ・ その使用比率が問題になることがあります。もし使用比率が1%など非常に低い場合には、過大表示となるかもしれません。
- 『当社の製品はすべて環境水準向上に貢献しています』は×
- ・ 本当にすべて貢献していれば良いのですが、どの製品かを特定すべきとされています。これもあいまいさの排除のためです。
 - ・ 環境水準向上といってもどの部分なのかを具体的に記述すべきです。
- 製造段階で廃棄物削減、実は過剰包装は×
- ・ 製品の製造から廃棄までのすべてを考慮したものでなければなりません。

根拠は求められれば公開。

◆ 自己宣言ですから、根拠公開が求められれば開示しなければなりません。

◆ 通常の商品よりも〇〇%省エネルギーなどの表示を行う場合には、通常の商品として何を比較対象とし、どのようなデータを根拠として〇〇%の省エネルギーを実現したのか、などを開示する必要があります。

→ 『根拠データはありますが、企業秘密なので公開できません。』

は×

- 消費者から見ると、その企業を信用するしかなく、検証不可能になってしまいます。

貿易障壁にならないように。

◆ 環境ラベルは他の製品等からの差別化を図るものですが、意図して貿易障壁などに利用されてはいけません。

検証可能性。

◆ タイプⅡ環境ラベルで最も重要な項目のひとつが検証可能性です。なぜならタイプⅡは企業が自己宣言するものなのですから、もし検証方法が確保されていなければ虚偽の表示も行われかねないからです。

表示できる環境側面。

◆ISOでは一般原則さえ満たしていればどのような環境側面についても自己宣言することが可能ですが、12の推奨する環境側面を掲載し、その定義をしています。

■ライフサイクル別の環境主張用語(ISO/DIS 14021)

No	ライフサイクル・ステージ	環境主張	概要
1	生産と物流	リサイクル材料含有率	ポスト及びプレコンシューマー材料がリサイクル率の主張に使用できる。工程内リサイクルは含めない。
2		省資源	材料、エネルギー、水資源の生産工程及び物流過程での削減。
3		回収エネルギー	廃棄物あるいは廃熱等の廃棄エネルギーから回収されたエネルギーを利用して生産された製品(エネルギー自体も含む)。
4		廃棄物削減	生産工程、製品、包装の改善による固体廃棄物の削減。工程内再利用は含まない。
5	製品の使用	省エネルギー	製品の稼働に伴うエネルギー消費の削減。
6		節水	製品の稼働に伴う水資源の削減。
7		長寿命化製品	耐久性の向上及び機能拡張性(upgradability)の採用による長期使用可能な製品。
8	製品の処分	詰替え可能	当初の用途または類似する用途への再利用再充填が可能。回収再利用のインフラ、システムがあること。
9		リサイクル可能	リサイクルのための施設、システムがあること。リサイクル可能な部分を示すこと。
10		解体容易設計	製品の解体が容易な設計であること。解体後のリサイクル、再利用が行われること。
11		分解可能	生分解性、光分解性等により物質が分解して環境に同化する材料。
12		コンポスト化可能	コンポスト化の反応により容易にコンポストとなり自然に同化する材料。

(出典)社団法人産業環境管理協会発行/財団法人日本規格協会発売;

『対訳&解説 環境ラベル—一般原則&タイプⅠ、Ⅱ、Ⅲ—』

※食品に特化した規格ではないため、一部食品向けでない表現もある

タイプII環境ラベルを作るときのチェックリスト。

■タイプII環境ラベル設計のためのチェックリスト

番号	チェックリスト	説明
1	その表現は意味のあるものになっているか？ 誤解を与えないものとなっているか？	環境ラベル及び宣言は正確で、検証が可能で、関連性があり、誤解を与えないものでなければならない。(ISO14020一般原則1)
2	貿易障壁になってはいないか？	環境ラベル及び宣言のための手続きや要求事項は、国際貿易に不必要な障害を設ける意図を持って、準備、採択、適用してはならないし、そのような効果をもたらしてもいけない。(ISO14020一般原則2)
3	科学的か？	環境ラベル及び宣言は、主張を裏付けるために十分に詳細かつ包括的であり、正確で再現性のある結果が得られる、科学的方法に基づかねばならない。(ISO14020一般原則3)
4	データの開示はできるか？	環境ラベル及び宣言を裏づける手続き、方法、及び全ての判定基準に関する情報は、全ての利害関係者が入手可能であり、要求に応じて提供されなくてはならない。(ISO14020一般原則4)
5	製品の製造から廃棄までをカバーしているか？	環境ラベル及び宣言の作成は、製品のライフサイクルにおける、関連する側面の全てを考慮したものでなければならない。(ISO14020一般原則5)
6	その環境ラベルは技術革新を抑制しないか？	環境ラベル及び宣言は、環境パフォーマンスを維持したり、又は改善する可能性のある技術革新を抑制してはならない。(ISO14020一般原則6)
7	その環境ラベル制度にはムダはないか？	環境ラベル及び宣言に係わる運用上の要求事項や情報の要求は、環境ラベル及び宣言に適用される判断基準や規格に対する適合性の確立に必要なものに限定せねばならない。(ISO14020一般原則7)
8	利害関係者は参画できるか？	環境ラベル及び宣言を作成する過程は、利害関係者の参加による公開の協議をすることが強く望まれる。作成過程の全体を通して、コンセンサスを得るべく相応な努力が強く望まれる。(ISO14020一般原則8)
9	曖昧な表現になってはいないか。	曖昧な主張又は比特定の主張若しくは製品が環境に有益又は環境に優しいと大雑把に示唆する環境主張を用いてはならない。(ISO14021要求事項1)
10	持続可能性の主張をしていないか？	持続可能性の問題はまだ研究中の高度に複雑な問題である。従って、持続可能性の一般的な主張は現時点で適切ではない。(ISO14021要求事項2)
11	説明は十分か？	自己宣言による環境主張単独では誤解を招く恐れがある場合、環境主張には説明文を添付しなければならない。無条件にあらゆる予見可能な状況において有効であるならば、環境主張は説明文なしで行うものとする。(ISO14021要求事項3)
12	「...がない」(...フリー)という主張は妥当か？	「...がない」という環境主張は、指定の物質のレベルが一般に容認された微量汚染物質又はバックグラウンドレベル以下の数値として検出される場合のみ行うものとする。(ISO14021要求事項4)

5. タイプIIIの環境ラベルの例

タイプIIIはその製品等のライフサイクル、すなわち資源採掘から廃棄までにわたる環境負荷を可能な限り定量化して示すことを言います。

◆ライフサイクルにわたる環境負荷を定量化するためにライフサイクルアセスメント(LCA: Life Cycle Assessment)という手法が用いられます。この手法には、いくつかありますが、代表的なものは環境負荷項目一つひとつについてデータなどを収集し、環境負荷を積算していくものです。

◆食品ではLCAの試みは容器包装を対象としたものがほとんどであり、中身についてのLCAの事例は極めて少ないのが現状です。また、LCAは家電製品などを対象としても熱心に取り組まれています。下表はプリンターについてのタイプIII環境ラベルの事例です。同社ではホームページなどでこのデータを表示しています。

■タイプIII 環境ラベルの例 (プリンターの例)

■環境効率		材料・部品 (/台)	生産 (/台)	物流 (/100km)	使用 (/千枚) (モノクロ)(カラー)		リサイクル ・廃棄 (/台)
エネルギー:	電力消費量(kWh)	48.9	3.6	0.0	12.1	18.9	1.7
	化石燃料消費量(原油換算 L)	—	0.32	0.06	0.02	0.12	0.07
	ガス消費量(MJ)	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	その他消費量(MJ)	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—
資源:	水消費量(地下水/工業・都市用水:L)	— / —	4.1/0.1	0.0/0.0	0.2/0.0	1.2/0.2	— / —
	金属消費量(鉄/非鉄:kg)	— / —	2.7/0.0	0.0/0.0	0.0/0.0	0.0/0.0	— / —
	プラスチック・ゴム消費量(kg)	—	2.9	0.0	0.0	0.2	—
	ガラス消費量(kg)	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	その他消費量(kg)	—	4.3	0.0	0.1	0.5	—
環境安全:	廃棄物量(焼却・埋立:kg)	—	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3
	温暖化ガス排出量(CO ₂ /PFC/HFC/SF ₆ :kg-CO ₂ 当量)	12.5/—	0.6/0.0	0.0/0.0	1.4/0.0	3.0/0.0	0.2/—
	酸性化ガス排出量(SO _x /NO _x :g)	— / —	2.7/5.5	0.4/1.1	2.7/2.0	3.6/3.4	0.9/1.5
	オゾン層破壊物質排出量(CFC換算:g)	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—
環境汚染物質:	PRTR 対象物質排出・移動量(合計 g)	—	5.8	0.0	0.0	0.0	—

注) “—”は社会的インフラ未整備により、現時点では把握不能。

(出典) キヤノン株式会社ホームページ <http://canon.jp>

6. 食品の環境ラベルの可能性と課題

繰り返しになりますが食品の中身についての環境ラベルは今後の大きな課題です。

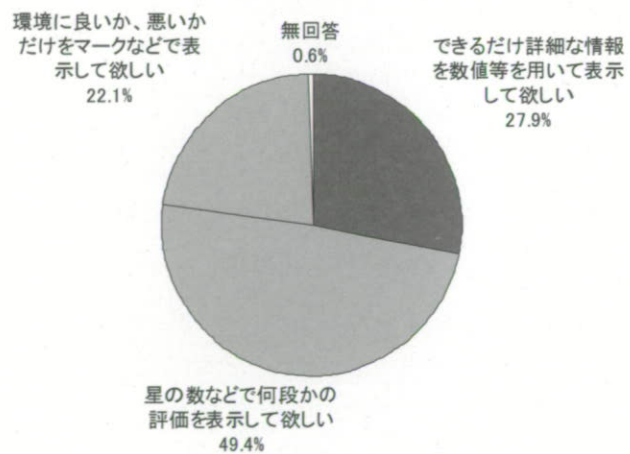
ここでは食品の環境ラベルの特徴を踏まえながら、食品の環境ラベルの可能性と課題を述べます。

日常的な商品。ひと目で分かる環境ラベル。

◆ 食品は毎日消費するもので、ほぼ日常的に購入されます。そのため環境ラベルをじっくり点検してから購入する消費者は多くはありません。これは家電製品などとの相違点です。

◆ 環境に配慮しているかどうか、多くの人々にひと目で分かり、さらに、それに対してより詳細な関心を持つ人には、どのような内容なのか、じっくり評価できるバックデータを提供するという2段階の表示方法が適しています。

■ 環境ラベルの表示方法



出典：財団法人政策科学研究所

「食品産業環境ラベル推進事業報告書」

(2000年)

中身のLCAも可能。

◆ 中身についての環境ラベルは今のところ非常に少ない状況で、タイプⅢ定量化ラベルになると公表されたものはないようです。しかし、原材料の生産過程、育成過程を生産工程の一部と考えて、これまでのLCAからある程度知見が集まっている加工、流通、小売り、消費、廃棄等のデータをあわせれば環境ラベルを作成することも可能でしょう。

◆ 研究事例を増やしていくことや、本文に述べたように多くの企業によるタイプⅡ環境ラベルへのチャレンジが今後の重要な課題です。

当面は、他の食品表示と切り離して考える。

◆ 食品の環境側面は、安全・健康と不可分なところがあります。例えば有機農作物は、農地や周辺環境に与える環境影響が少ないという認識に立てば、環境問題としてとらえることができます。一方で、安全・健康の視点からとらえている人も多いでしょう。

◆ 現在、有機農産物は、2000年6月にJAS法が改正されて、有機食品検査認証制度が定められました。有機農産物や同加工食品に特定のJAS規格が定められ、検査に合格したものだけに有機という表示が許可されることになりました。また、一部の遺伝子組換え食品については、JAS法に基づく表示義務があります。

◆ 将来は、環境と安全・健康の関連がより明確化され、環境ラベルの対象が広がったり、両者が統合したようなラベルができるのかもしれない。しかし、現状では環境ラベルは、既存の仕組みが規定されている有機農産物、遺伝子組換えは含まないと考えるほうがよいでしょう。



有機 JAS マーク

「遺伝子組換え不分別」

「遺伝子組換え」 等

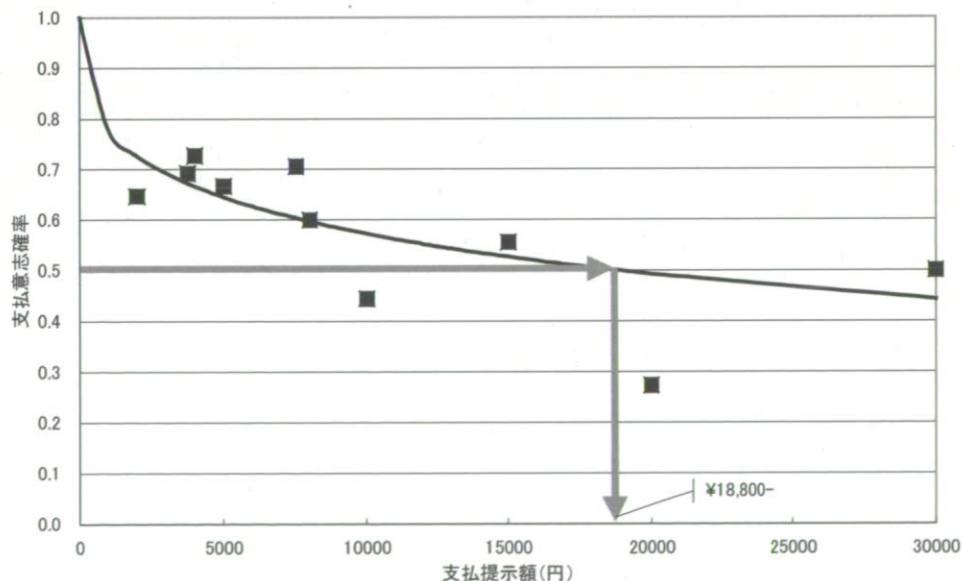
本当に消費者は環境ラベルを見て購入？

◆製品等に環境配慮を求める声は強いが、一部の消費者が主張しているだけであって、多くの消費者は『環境』を考慮して商品を選択するわけではないという意見があります。確かに一時はそのような傾向があったかもしれませんが、最近では消費者意識の確実な高まりを感じます。

◆一般に環境問題への意識の高さ低さはいわゆる『総論賛成、各論反対』の傾向がありますから、単に『食品に環境配慮を求めますか？』とアンケートなどで質問しても答えは『はい』という答えが大勢を占め、本音の答えは引き出せません。

◆環境配慮に対していくらなら支払うかという質問をすることによって、消費者の本音を引き出そうという調査手法があります。

◆例えば、財団法人政策科学研究所は、環境ラベルの付いた製品を購入する時にいくらまでなら出費が増えても良いかを研究しました。その結果、平均で、月の食費が約2割(18,800円)上昇してもよいという結果が得られています。



■提示額別の支払意志

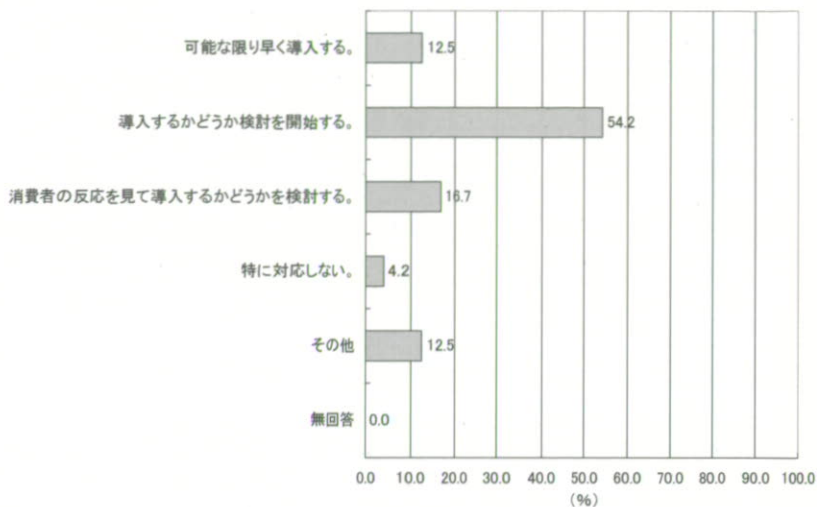
横軸の金額(食費月額増額)に対して、縦軸はその金額以下なら支払っても良い人の割合

ちょうど半分の人が支払ってもいい食費増額は月額18,800円である。

出典:財団法人政策科学研究所ら(2001年)

環境ラベルは1社から同業他社へ。

◆食品製造業における環境ラベルへの取り組みはまだまだ今後の課題となっています。しかし、一社が導入し、他社が追随することで、環境ラベルが想像よりも早い速度で普及する可能性は、あるかもしれません。



■競合他社が容器包装の環境ラベルを導入した場合の対応

(注)環境ラベルの導入を検討していないと回答した事業所を集計対象としている。

(出典)財団法人政策科学研究所

「食品産業環境ラベル推進事業調査」(2000年)

食品の環境ラベルの今後の方向性。

◆環境問題はもはや国際的に共通の課題となっています。食品産業においても積極的な取り組みがすでに始められています。他方、消費者も環境に配慮した製品とその情報を求め始めています。

◆環境ラベルはISOで規格化されています。この規格に準じたラベルが「環境ラベル」として広く認められていくことでしょう。

◆食品における環境ラベルは、中身についての環境ラベルのあり方、特に定量的な表示を目指したLCA手法の開発など、多くの取り組み課題が残っています。

◆今後、環境ラベルの普及を考えると、タイプII環境ラベルを積極的に導入するトップランナーの出現が待たれます。タイプII環境ラベルが徐々に普及していくにつれて、タイプIIの表示方法をある程度、統一してほしいという要請が出てきたり、標準化や信頼性が強く求められれば、第三者機関による認証へのルール化、すなわちタイプIの基準作りなどへとつながっていくでしょう。

7. さらなる情報源

◆国際環境規格ISOについて知りたければ

- 財団法人日本規格協会 URL <http://www.jsa.or.jp>
- 社団法人産業環境管理協会 URL <http://www.jemai.or.jp>

◆エコラベル全体についての情報が欲しければ

- 環境ラベル等データベース URL <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>

◆市販本としては

- 社団法人産業環境管理協会発行/財団法人日本規格協会発売：『対訳&解説 環境ラベル—一般原則&タイプⅠ、Ⅱ、Ⅲ—』

◆エコマークについて知りたければ

- 財団法人日本環境協会エコマーク事務局 URL <http://www.jeas.or.jp/ecomark>

◆本パンフレットの元となった調査研究レポート等の関連情報があります。

- お問合せ先 財団法人政策科学研究所 URL <http://www.ips.or.jp>
- 関連研究機関として、廃棄物政策研究所 URL <http://www02.u-page.so-net.ne.jp/xb3/wada-wpi>
- 財団法人政策科学研究所：『食品産業環境ラベル推進事業 報告書』、2000年3月
- 財団法人政策科学研究所：『食品産業環境ラベル推進事業 事業報告書』、2000年3月
- 社団法人食品需給研究センター：『食品産業環境ラベル推進事業平成12年度事業報告書』、2001年3月

◆社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会が分かりやすい冊子を出しています。

- 社団法人消費生活アドバイザー・コンサルタント協会：『商品選択のための環境ラベル』2001年3月
URL <http://www.nacs.or.jp/>

◆農林水産省の問合わせ先

- 農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室
TEL 03-3502-8111(代)

◆お問合せ先

財団法人 食品産業センター 環境・普及部
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル
電話 03-3224-2352 ファックス 03-3224-2398

財団法人 食品産業センター